

# 道徳教育における〈宗教性〉

いわた ふみあき

岩田文昭

宗教教育を国公立の学校で行うことに關して、はつきり対立する立場が存在している。一方で、積極的に宗教教育を学校に取り入れるべきだとする立場がある。こうした主張をする人々は、人間存在の根幹に宗教的なものに関わる次元が存在するが、戦後教育はそれに適切に向き合えなかったとみなすことが多い。そして、現代の日本社会に生じているさまざまな問題の根の一つもここに求めることもある。それに対して、宗教教育の導入に反対する人々も少なくない。特定の宗教に立脚することのない宗教教育がそもそも可能であるのかという疑問が呈されたり、戦前の国家神道への反省から宗教教育導入に対して強い危惧の念が表わされたりすることもある。

そのような対立的状況の中で、現場の教師の大半は「宗教」という言葉に対して苦手意識を抱き、積極的にこの種の問題に関わろうとはしていない。理念やイデオロギーにおける険しい対立・論争の状況と現場教師の感覚との間に乖離が認められるのである。そのためか、教育現場の実態に即した、宗教教育に関する学問的な調査・研究の蓄積は多くはない。理念的な研究や考察はむしろ重要であるが、現在の教育現場の実態からかけ離れた議論は、ともすれば予め自己が抱えている特定の主張に理論的な装いを施すだけになる恐れがある。教育の現場の実態を見据えつつ、そこから新たな展望を開くことを目指しながら、本稿では、小中学校の「道徳教育」の

実態、とくにそこに見て取れる「宗教性」の問題に着目することにしたい。

道徳教育は、学習指導要領に明確な記述がなされていることなどから、宗教教育とは異なっており、すでに学校教育の中で一定の位置を有している。そして、道徳教育の扱い方に関しては、大いに議論がなされている。ところが、道徳教育の実態に関する研究は、その議論のわりには十分になされているとはいえない。私の見るところ、現行の道徳教育の研究は、大きく分けて二つのタイプに分裂している。第一のタイプは、思弁的理論や特定のイデオロギーに基づいての抽象的な道徳論議である。第二のタイプは、現場の教師を中心に道徳の授業の具体的な実践的方法論に関する個別的な報告である。ところが、現実に行なわれている道徳教育の実態の調査・解明はほとんどされておらず、実態を踏まえての理論的研究はきわめて少ない。この種の研究が少ない点に関しては、先に述べた宗教教育と同様である。現代の道徳教育において、そこに「宗教性」がどのように取り込まれているかについては十分に知られておらず、そのためそのことの

意味の考察もほとんどなされていない。ここでとくに注目したいのは、道徳教育の中には、実際には宗教的なものを取り込まれてはいるものの、それは「宗教的なもの」としては表現されず特異な仕方であり込んでいることである。このことは道徳教育において「宗教」教育が屈折した仕方であり、あるいは変質しながら取り込まれていることを意味する。この屈折や変質は、道徳教育の中で顕著に生じていることであるが、たんに道徳教育の問題というだけではなく、現代日本教育の特徴的な状況を示すものであると考えられる。以下において、道徳教育の中で宗教性が特異な形となって現われている実態を明らかにし、現実の教育の中の「宗教」教育が含む問題と可能性について考察をしていきたい。

## 一 宗教教育の屈折と変質の背景

道徳教育の中に「宗教」教育が屈折し、変質した仕方導入されているという事実はいままで十分に理解されてこなかったと思われる。だが、教育と宗教に関する議論を進めるためには、この屈折・変質の状況を鮮明に認

識することは必要なことである。この状況が教育において生じた経緯と背景を明らかにしていこう。

従来、宗教教育は三つのカテゴリーにわけて考えられてきた。すなわち、宗派教育、宗教知識教育、宗教的情操教育である。第一の宗派教育は、特定の宗教に立脚するものであり、国公立の学校で行うことはできない。従来の教育基本法第九条には、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と記されていたが、この文言は、二〇〇六年第一六五臨時国会で審議改正された新たな教育基本法でも第十五条にそのまま継承されている。

これに対し、第二の宗教知識教育を学校でなすことには、問題がないとされている。ただし、現場の多くの教師は宗教を授業で取り上げることが躊躇しがちである。そのため、国際社会を理解するうえでの不可欠な宗教に関する知識も十分に教えられていないという問題が生じてきている。

もっとも厄介な問題をはらんでいるのが第三の宗教的情操教育である。まず宗教的情操教育を国公立の学校で

なすことができるかどうかという点で意見が対立している。すなわち、特定の宗教を教えることは禁止しているが、特定の宗教によらない宗教的情操教育は、許容もしくは尊重されるという主張がある。<sup>(1)</sup>このような主張を支持する人は少なくない。だが、これに対して憲法第二〇条三項の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」などを論拠に、宗教的情操教育一般が認められないとする論者もいる。<sup>(2)</sup>さらに、そもそも、特定の宗教によらない宗教的情操教育が不可能だという意見もある。<sup>(3)</sup>貝塚茂樹が論述しているように、このような宗教的情操に関する相反する意見はすでに戦後占領期における教育改革期に認められたものであった。そして、その教育の定義と内容とが明確にされず議論が深められないまま、いわば「空白」のまま今日に至ったと貝塚は問題を提起している。<sup>(4)</sup>

このように宗教的情操教育については、いくつかの異なった意見が存在している。しかしながら、多くの論者に共通した前提がある。それは、学習指導要領において道德の授業で教えることを求めている「畏敬の念」など

を宗教的情操教育に直接に結びつくものとみなしている点である。このようにみなすことは、歴史的経緯を考慮すれば当然ともいえる。一九六六年の中央教育審議会答中の別記として発表された「期待される人間像」では「畏敬の念」は宗教的情操の根幹にあるものとされた。高坂正顕が中心になって作成したこの文書では、宗教的情操は以下のように説明されている。

すべての宗教的情操は、生命の根源に対する畏敬の念に由来する。われわれはみずから自己の生命をうんだのではない。われわれの生命の根源には父母の生命があり、民族の生命があり、人類の生命がある。ここにいう生命とは、もとより単に肉体的な生命だけをさすのではない。われわれには精神的な生命がある。このような生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念が真の宗教的情操であり、人間の尊厳と愛もそれに基づき、深い感謝の念もそこからわき、真の幸福もそれに基づく（期待される人間像」第二部第一章五）。

「期待される人間像」で提起されたこうした「畏敬の

念」の内容に近いものが、それ以降の道德の学習指導要領に組み入れられていった。しかし、そこには微妙ではあるが重大な変化があったことに注意する必要がある。すなわち、「生命の根源すなわち聖なるものに対する畏敬の念」という内容から、「聖なるもの」という表現が削られ、「畏敬の念」の対象が「人間の力を超えたもの」などに置き換えられ、「生命」に関しては、それを「尊重する」という表現へと変わっていったのである。<sup>(5)</sup>ただし、そのような変化は気づきにくいものであり、一見すると「期待される人間像」で提起された宗教的情操教育が道德教育の中でそのまま展開されていったようにみえる。また、文部省もその変化を取り立てて強調していない。さらに、小中学校の道德教育で実際に宗教的情操教育を行っているという文部（科学）大臣の国会答弁も数多く存在する。そのため、「期待される人間像」以来、一貫した宗教的情操教育が推進されてきたように捉えることも不可能ではない。そして、そのような理解のもとで文部（科学）省の見解を調べた労作も存在する。<sup>(6)</sup>しかしながら、「期待される人間像」で提起された宗教的情